

青森公立大学大学院成績優秀者表彰規程

平成21年4月1日

規程第119号

改正 平成22年 3月規程第 3号

(目的)

第1条 この規程は、青森公立大学大学院学則(平成21年規程第3号)第38条に基づき、学業成績が優秀な者を表彰することについて必要な事項を定めるものとする。

(表彰の種類及び要件)

第2条 表彰は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者についてこれを行う。ただし、重複して受賞することはできない。

- (1) 学長賞 標準修業年限以内に修了要件をすべて充足し、かつ、単位を修得したすべての授業科目の成績評価がAの者
- (2) 成績優秀賞 標準修業年限以内に修了要件をすべて充足し、次の条件を満たす者
 - イ 成績評価Aで修得した単位数が28単位以上であること。
 - ロ 基礎科目、基幹科目及び課題研究指導の成績評価がすべてAであること。
 - ハ 成績評価Cがないこと。

(表彰の方法)

第3条 前条各号の表彰は、表彰状を授与して行う。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成22年規程第3号)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。